

(別紙)

## 福山市うつみ市民交流センター温浴プールボイラー更新型E S C O業務 仕様書

### 1 業務名

福山市うつみ市民交流センター温浴プールボイラー更新型E S C O業務 (以下「本業務」という。)

### 2 委託期間

契約締結の日から2041年(令和23年)9月30日まで

### 3 業務の目的

本業務は、福山市うつみ市民交流センター温浴プールボイラーを更新することにより、省エネルギー化を推進し、光熱費を節減するとともに、温室効果ガス排出量を削減し、脱炭素社会の実現に寄与することを目的とする。

このため、本市では、民間事業者の高度な知識、専門性、技術力、企画力及び経験等を活用し、維持管理費のコスト軽減が期待できるE S C O (Energy Service Company) 方式により本業務を実施する。

### 4 業務の内容

業務の内容は次の(1)から(8)のとおりとする。

- (1) 現地調査・設計業務等
- (2) ボイラー更新及び設置に必要な付属品一式の調達並びに取替
- (3) 既存設備の撤去・運搬・廃棄処分
- (4) ボイラー更新に伴う消防等関係諸官公庁への申請、届出及び検査等の手続き
- (5) 本業務で取替えた器具の保守 (定期点検及び消耗品等の交換作業を含む)
- (6) 完成図書作成業務
- (7) 省エネルギー量の計測・検証業務
- (8) 光熱費削減及びエネルギー削減の保証業務

※受注者は、設備を設計・施工し、竣工後に本市に設備等の引渡しを行う。契約期間中は、維持管理を行う。

※受注者は、契約期間内において、ボイラー及びその他付随する設備で受注者により設置、交換したもの(以下「E S C O設備」という。)について善良なる管理者の注意義務をもって維持管理することとする。

## 5 業務の対象

- (1) 温浴プールボイラー更新
- (2) (1)に付随する必要な設備

## 6 納入物件

受注者は、次の表に示す提出物を作成し、発注者に提出することとする。  
提出物の内容に関する疑義については協議して定めることとする。

提出物	提出形式	提出時期	部数
施工計画書（実施工程表を含む）	紙又はデータ	施工前	1
業務打合せ簿（機器承諾図を含む）	紙	随時	2
諸官公庁等に関する届け出 消防法に係る届出	紙	随時	1 (副・写し等)
省エネ効果検証結果	データ	毎年度半期 ごと	1
設置器具一覧表 設置場所、品名、型番等	データ	業務完了時	1
機器納入仕様書	紙又はデータ	業務完了時	1
工事写真一式	データ	業務完了時	1

## 7 発注者との協力体制

- (1) 受注者は作業を円滑に進めるために、発注者と密接に連絡を取り、その連絡事項を記録し、協議の際、相互に確認するものとする。また、受注者は発注者から報告（業務の進捗状況、質疑回答等）を要求されたときは、速やかに報告する。
- (2) 受注者の担当者について、発注者との連携・協力が支障があると判断された場合には、受注者の管理監督者は早急に担当者の変更等の対応を執る。
- (3) 発注者は、業務の遂行上必要な資料で、発注者が所有しているものは貸与する。

## 8 ボイラー更新の仕様

事業者の提案に委ねる。

## 9 業務に関する仕様

- (1) 契約後受注者は、業務に関する施工計画書を速やかに作成し、発注者と事前に調整を図ること。
- (2) 施工にあたっては、市内業者を優先的に使用すること。
- (3) 取り外した設備の取扱い（廃棄物処理・分別・再利用）については、関係法令を遵守

するとともに、発注者が取扱い方法を指定した場合は、それに従うこと。

- (4) 業務に係る契約不適合については、本契約に基づき、受注者の責任とすること。
- (5) 安全管理を徹底し、事故の防止に万全を期すこと。
- (6) 業務に係る費用分担については次の表によるものとする。

費用負担分担項目	発注者	受注者
施工に係る光熱水道費	○（協議）※	
現場事務所に係る光熱水道費	○（協議）※	
手数料が必要な諸手続きが別途発生した場合	協議	
トイレ使用	○（協議）※	
駐車場使用	○（協議）※	

※必要最小限のものについては、発注者側の負担とする。それを超えるものについては受注者負担で協議とする。

#### 10 その他

- (1) 業務の詳細・日程の管理については、発注者と十分な打ち合わせを行うこと。
- (2) 業務に当たっての資料及び成果は、全て発注者に帰属するものとし、発注者の許可なくして公表、貸与、複写及び他の目的に使用してはならない。また、契約終了後も同様とする。
- (3) 本仕様書に定めがない事項や業務の遂行に当たって疑義が生じた場合については、発注者と協議し、決定するものとする。
- (4) ボイラー更新の際に必要な関係諸官公庁等への申請、届出及び検査等の手続きは、発注者と事前調整を行った上で受注者が適切に対応すること。